第二十五条を第二十六条とし、第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げ、第二十条の次に次の一条を加える。

（特定地方公共団体）

第二十一条　法第十八条第二項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とする。

附　則

この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十七号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年九月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十八号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第十二項及び第六十二条の二、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十二条第四項、第八十一条、第八十三条第四項及び第五項、第八十四条第一項、第八十五条第三項、第百三条第一項、第百九条の三第一項、第百十八条の九、第百十八条の二十五の二第一項、第百十八条の三十一第三項並びに第百三十二条、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の七第一項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第四項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第五条第七号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第二号中「第十九条の二第八項」を「第十九条の二第九項」に改める。

第十三条中「第二十一条第一号ニ」を「第二十三条第一号ニ」に改める。

第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を削り、第三十四条を第三十六条とし、第二十七条から第三十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十六条中「第三十四条」を「第三十六条」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十二条から第二十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十一条第五号中「（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。）」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等に関する技術的基準）

第二十二条　法第六十二条の二の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　法第四十六条第十二項の施設等（以下この条において「居住者等利便増進施設」という。）の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること。

二　地上に設ける居住者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

三　地下に設ける居住者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

四　居住者等利便増進施設のうち、第十七条第一号に掲げる自転車駐車場にあってはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあってはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあってはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五　居住者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ　当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ　工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ　工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等）

第十七条　法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二　観光案内所